

TOKYO DIGICONX

(第4回 TOKYO XR・メタバース&コンテンツ ビジネスワールド)

出展募集要項

第一版

◆出展のご案内

主 催	X R・メタバース等産業展実行委員会 【構成】東京都、(一社)X Rコンソーシアム、(一社)Metaverse Japan、東京商工会議所
展示会名称	TOKYO DIGICONX (トウキョウ デジコンクス) (正式名称：第4回 TOKYO XR・メタバース&コンテンツ ビジネスワールド)
会期・会場	【会期】令和9年1月13日(水)・14日(木)・15日(金) 【会場】有明GYM-EX (ジメックス)
出展申請	令和8年8月6日(木)～10月9日(金) 17:00まで
申請方法	公式ウェブサイトから申し込みフォームにアクセスし、必要事項をご入力ください。 公式ウェブサイトURL : https://xr-meta-biz.tokyo 
事務局 (問合先)	<u>本事業は、運営を株式会社日経BPに委託し実施いたします。</u> TOKYO DIGICONX (トウキョウ デジコンクス) 運営事務局 電話番号：03-5510-4515 (平日10時～17時) メールアドレス：tokyo.digiconx@event-reg.jp
そ の 他	申請に係る経費は申請者の負担となります。

TOKYO DIGICONX（トウキョウ デジコンクス）とは

東京都などが主催するXR・メタバース・AI・コンテンツ等の事業者が一堂に会す展示商談会です。

出展者の皆様の強みを都内産業の成長につなげるため、関連する事業者やクリエイターの方々が一堂に会する展示会を開催し、様々なビジネスマッチングの仕掛けを通じて、来場者を含めた事業間連携、販路の拡大、情報の収集・交換など、多様なビジネスチャンスの場を創出いたします。

■ 出展のメリット

【ビジネスマッチングの仕掛け】

大企業を中心とした「バイヤー」などを展示会に招致し、ブース来場を促して商談促進を図ります。会場にはマッチングコンシェルジュを配置し、出展者と来場者のビジネスマッチングを支援。さらに、出展者同士をつなぐ「出展者交流会」も会期中に実施します。



【参加しやすい出展料】

参加しやすい価格設定で、多くの事業者の出展をサポートします。クリエイターによる個人出展も受け付けており、展示が初めての方もぜひご検討ください。出展に不慣れな方に向けたサポート体制もご用意しています。



【ピッチイベントの開催】

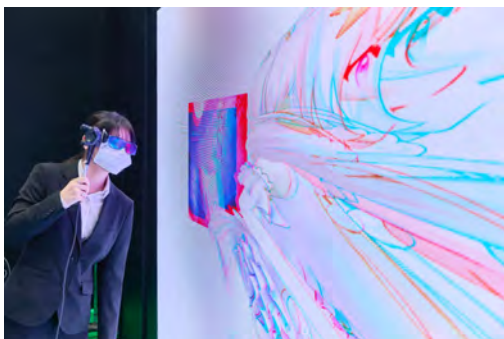
会期中、「スタートアップ部門」「マーケティング部門」のピッチコンテストを実施。新たに設けるスタートアップ部門では、ビジネスモデルなどのプロダクトはなくとも“ビジネスの種”をプレゼンする場とし、VCやCVC、事業会社との接点を創出します。



■ 展示会の特徴

【様々な業種が出展対象】

XR、メタバース、Web3・ブロックチェーン、AI、IoT、その他技術（5G、6G、ロボティクス、サイバーセキュリティなど先端技術分野）、さらにアニメ・映像、ゲーム、音楽、イベント企画・制作といったコンテンツ・クリエイティブ領域まで幅広いジャンルが出展対象となります。



【手厚い出展サポート】

「商談システム活用方法」、「ブースのアピールポイント」、「来場者への声のかけ方」など、出展者の皆様のスキルアップに役立つ情報を、記事やセミナーを通じて提供いたします。



【豊富なイベント・体験企画】

アンバサダーの起用や、著名人によるビジネスセミナー、一般来場者も楽しめるXR・メタバース体験など、多彩な企画を通じて集客を図り、ビジネス創出の場を提供します。



■ 早期出展申し込みのメリット

① **先着50事業者様** まで！（※ビジネスブース限定）

選択式の無料装飾オプション（P7ご参照）が1つから2つに！

② **先着100事業者様** まで！

出展申し込みの早い事業者様から、小間位置を選択可能！

対象事業者様は「小間位置選定会（P11ご参照）」でご希望の小間位置をお選びいただけます。

※詳細は、P11を必ずご確認ください

開催概要

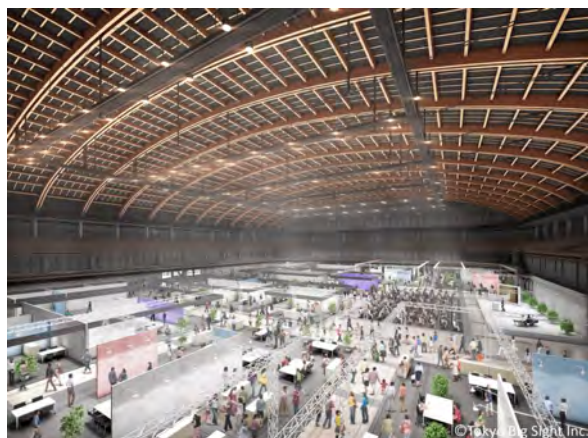
開催期間・場所

会期：令和9年1月13日（水）・14日（木）・15日（金）

会場：有明GYM-EX（ジメックス）

所在地：東京都江東区有明1-10-1

※開設時間は展示会開催時間に準じます



出展対象

東京都を中心に国内外で事業を展開する中小企業や個人事業主(クリエイター等)、団体等

※以下は1例であり、幅広い分野からの出展をお待ちしております。



※出展については、次の除外事由に該当しないことを条件とします。

- 過去5年の間に法令等に違反した事実のあるもの、また法令等に違反するおそれがあるもの。
- 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下、「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）に該当するもの。また、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等（条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当するもの。
- 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条に規定する風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、出展対象として社会通念上適切でないと判断される業態を営むもの。
- 連鎖販売取引、ネガティブ・オプション(送り付け商法)、催眠商法、靈感商法など本事業の出展対象として適切でない業態を営むもの。
- 事業税等を滞納（分納）しているもの。
- 申請日までの過去5年間に、国・都道府県・区市町村・公益財団法人東京都中小企業振興公社等が実施する補助・助成事業等に関して、不正等の事故を起こしたもの。
- その他、主催者が本事業の出展対象として適切でないと判断するもの。

出展概要

■ 出展料

ビジネスブース

出展対象区分	都内企業	都外企業
① 小規模企業者等	55,000円／小間	165,000円／小間
② 中小企業者・団体等	77,000円／小間	165,000円／小間
③ 大企業	165,000円／小間	165,000円／小間

クリエイターブース

出展対象区分	都内企業	都外企業
個人事業主（クリエイター等）	16,500円／小間	33,000円／小間

※ 1：金額は税込です。

※ 2：「都内企業」とは都内に本店または支店等の活動拠点があることを指し、個人事業主の場合は都内で実質的に営業していることを指します。

※ 3：大企業が実質的に経営に参画している中小企業者の場合、審査において、「③大企業」区分の出展として判断する場合があります。

■ 出展対象区分の定義

※ 1：中小企業者とは、中小企業基本法第2条第1項に規定されているものをいいます。

業種	資本金及び常用従業員数
製造業・建設業・運輸業・その他の業種	3億円以下又は300人以下
ゴム製品製造業の一部	3億円以下又は900人以下
卸売業	1億円以下又は100人以下
サービス業	5,000万円以下又は100人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下又は300人以下
旅館業	5,000万円以下又は200人以下
小売業	5,000万円以下又は50人以下

※ 2：中小企業団体等とは、中小企業等協同組合法に基づく組合（事業協同組合等）または中小企業団体の組織に関する法律に基づく中小企業団体（協業組合等）であり、その構成員の半数以上が都内に主たる事業所を有する中小企業であるものをいいます。

※ 3：大企業（協同組合組織その他の事業者を含む）とは、上記に該当する中小企業者以外のもので、事業を営むものをいいます。ただし、中小企業投資育成株式会社および投資事業有限責任組合は除きます。

※ 4：大企業が実質的に経営に参画しているとは、次のいずれかの場合をいいます。

- ・大企業が単独で発行株式総数または出資総額の2分の1以上を所有または出資している場合
- ・大企業が複数で発行株式総数または出資総額の3分の2以上を所有または出資している場合
- ・その他、大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合

例）役員総数の2分の1以上を大企業の役員または職員が兼務している場合。ただし、当該役員または職員がいわゆる副業により兼務し、経営の自主性や独立性が損なわれていないと認められる場合を除きます。

※5：小規模企業者とは、前記の中小企業者のうち、基準日現在で以下に該当するもの（中小企業基本法第2条第5項および労働基準法第20条）をいいます。なお、中小企業団体等の場合は、構成員の内訳にかかわらず、小規模企業者とはみなしません。

業種	常用従業員数
製造業・その他	20人以下
商業（卸売業・小売業）・サービス業	5人以下

※6：個人事業主とは、個人が事業所得を得るための事業を行い、開業届出書を提出しているものをいいます。

■ 出展の取り消し

(1) 出展申込を取り消す、もしくは出展申込面積を削減する場合は、事務局に事前連絡の上、「出展申込取消・削減書（書式任意、理由を明記のこと）」を提出して下さい。

(2) 事務局は次に該当する出展者に対し、出展申込の受領または小間決定の前後に関わらず、出展を取消し、または出展面積を削減する場合があります。この場合、事務局は当該出展者に対し、「出展取消・削減通知書」の発送を以て通知します。

- ① 請求書に記載された支払期日までに、出展料を精算しない場合。
- ② 搬入期間最終日の令和9年1月12日（火）24:00までに小間の使用を開始しない場合。
- ③ 出展者が本規程に違反した場合
- ④ 来場者や他の出展者等へ悪影響を及ぼすと事務局が判断した場合
- ⑤ その他、事務局が不適当と判断した場合

(3) 出展の取消しまたは・削減を行い、もしくは行われた取消された出展者に対する出展取消料等の扱いは以下のとおりとします。

- ① 出展の取消し等を行い・削減、もしくは行われた取消された出展者は、下記に定める出展取消料を事務局に直ちに支払うものとします。

なお、既納の出展料は、出展取消料の一部として算入後、過払いが生じた際は差額を精算するものとし、出展者はあらかじめこれに同意するものとします。（但し、利息はつけません）

「出展申込取消・削減書」を受領した時期 または 「出展取消・削減通知書」を発送した時期	出展料取消料	
出展申込締切後から 決定通知発信前日まで	取消	出展料の1/2
	削減	削減面積に相当する出展料の1/2
決定通知発信日以降	取消	出展料（決定面積の100%）
	削減	削減面積に相当する出展料

② 事務局は、出展の取消し等によって当該出展者に損害が生じても一切の責任を負いません。

■ 小間位置の決定

小間位置は事務局で調整・決定いたします。（先着100事業者の早期お申込事業者を除く）

■ 出展ブース

● ビジネスブース

■ 小間サイズ

W2970mm×D2970mm×H2700mm



<標準設備>

- バックパネル、サイドパネル、
パラペット(H300) 各白色パネル
- 出展製品PR ボード (黒文字ゴシック)
W1200mm×H300mm
※小間数にかかわらず1箇所
- 突き出し社名板
W300mm×H200mm
- 蛍光灯
1小間につき2灯
- パンチカーペット
約9㎡ (色固定)
- 長机
1台 (W1800mm×D600mm×H700mm)
※設置台数は小間数を上限とする
- 折りたたみ椅子
1小間につき2脚
- コンセント
2口1個100V/0.95kwまで
※設置個所は小間数を上限とする

● クリエイターブース

■ 小間サイズ

W1485mm×D2000mm×H2700mm



<標準設備>

- バックパネル
黒色パネル
- 出展製品PR ボード (黒文字ゴシック)
W1200mm×H300mm
※小間数に関係なく1箇所
- 突き出し社名板
なし
- スポットライト
1小間につき2灯
- パンチカーペット
約3㎡ (色固定)
- 長机
1台 (W1200mm×D450mm×H700mm)
※設置台数は小間数を上限とする
- 折りたたみ椅子
1小間につき2脚
- コンセント
2口1個100V/0.95kwまで
※設置個所は小間数を上限とする

<選択式 無料装飾オプション (ビジネスブース限定)>

以下の **3つのうち1つ** を無料で選びいただけます。

- ① 壁面展示パネル (最大A0判サイズ)
完全データ入稿※illustratorデータ
- ② 展示台 1台 (W1000×D500×H900)
- ③ 出展製品PRボードをロゴ入りに変更
完全データ入稿※illustratorデータ
W1200mm×H300mm

- ブース装備については、上記の他、有料オプションをご用意しております。詳細については「出展者説明会」などでご案内いたします。
- 申込フォームに要望される小間数の記入項目があります。必要な小間数をご記入ください。
- バックパネル、サイドパネルには、釘打ち、穴あけ、画鋏止め、壁紙等の表具はできません。S字フック、チェーンやマジックテープ、弱粘性の両面テープなどをご利用ください。なお、ブース装備品破損の場合は、修理費を請求させていただく場合があります。
- 標準装備以上の照明器具やコンセント等の電気供給を希望される場合は、出展決定後に申請ください（工事費用はご負担いただきます）。
- 展示会場内にはWi-Fi（無線 LAN）のご用意がありますが、大量かつ安定した通信が必要なコンテンツを予定されている場合は、有線でのインターネット通信環境をご案内します（別途、利用料が必要です）。

■ 搬入出及び開催当日について

- (1)搬入・搬出時は会場内が混雑いたしますので、事務局・警備員の指示に従い、スムーズな搬入・搬出をお願いいたします。
- (2)他の車両の妨げとならないよう、積みおろしが終わり次第、車両を速やかに移動してください。
- (3)開梱・梱包作業は小間内か会場外で行い、通路または他の出展者の妨げにならないように注意してください。
- (4)会場内には搬入出用の台車の準備がありませんので、出展者自身でご用意ください。
大型実機展示を予定している出展者は、搬入出時間を調整させていただく場合があります。
必ず事前に事務局宛へご相談ください。(重量物の制限については次頁をご参照ください。)
公道に駐車をした手運びでの作業は禁止となります。

■ 出展内容について

- ・ 本展示会では、事務局の許可を得た場合に限り、販売行為が可能です。品名・価格等、事務局が定める内容に沿って、事前に申請してください。なお、決済手段は出展者が用意するものとします。
- ・ 場内での裸火の使用や消防法令における危険物の持込、ドローンなど飛行物を操作する行為は原則禁止します。
- ・ サンプル品として配布するものについては、事前に申請し許可を得る必要があります。
- ・ 事務局は、騒音、振動、臭気、実演方法、使用する材料など展示会運営に支障をきたす恐れのある実演や本展示会の目的に合致しない展示物の展示を制限、禁止又は撤去する権限を有するものとします。

■ 出展準備について

- ・ 出展者説明会を、出展者募集締切後の令和8年10月中旬（予定）にオンライン開催いたします。出展者の方は説明会参加またはアーカイブ配信視聴いずれかが必須となります。
- ・ 標準装備以外のオプション設備や出展に係る費用は各出展者自身のご負担となります。

■ 出展へのサポート体制について

産業展示会への出展経験がなくても安心して出展していただけるように事務局にコンシェルジュチームを組成します。出展に関する効果を最大限引き出すためのコンサルティングを実施し、出展までのサポートと事業者間のマッチングを牽引いたします。

出展についてお悩みの方、事前の交流等をご希望の方に向けた説明会の案内等も適宜行います。

開催期間中だけでなく、展示会開催終了後の商談等のサポートもいたします！

出展サポート

- ・ ブース・販促関連の制作物の制作・既存顧客への案内などのサポート
- ・ 基本小間に加えてアップセルメニューを紹介するなど、事業者の規模やサービスに合わせたコンサルティング
- ・ 個別質問だけでなく、効果的な展示にあたっての随時相談受付

事業者間マッチング

- ・ 専任コンシェルジュが担当する事業者同士を直接的に繋ぎ、ビジネスマッチングを促進
- ・ 具体的な協業案やコラボレーションの可能性を提案
- ・ 展示会全体を通じて事業者間の出展成果を引き出す

■ピッチイベントの実施について

出展者のうち、都内に活動拠点がある方を対象にしたピッチイベントを実施いたします。
対象は、中小企業・小規模事業者・個人です。

「スタートアップ部門」「マーケティング部門」の2部門を設置します。

新たに設ける「スタートアップ部門」は、VCやCVC、事業会社を審査員や観客に招致し、ビジネスモデルなどプロダクトはなくとも“ビジネスの種”をプレゼンする場とします。ピッチ出場者はVCやCVC、事業会社とのマッチングの機会が得られます。

「マーケティング部門」は従来通り出展者のためのピッチの場としてグランプリ、準グランプリを設けます。

例)「XR、メタ、Web3」「AI」「アニメ・映像・ゲーム・音楽」など

※詳細は改めてお知らせいたします。

＜参考：令和7年度ピッチイベントの様子＞



■出展者交流会の実施について

出展者同士の交流を目的に、会期中にネットワーキングイベントを開催します。

個人のクリエイターからスタートアップ、中小企業、大企業まで、多種多様な方々に参加いただける機会となります。※詳細は出展決定後にご案内いたします。



■ 出展募集説明会 ※希望者のみ

展示会への出展を検討されている事業者様に向けた『出展募集説明会』を開催します。出展のメリットや準備のポイント、ビジネスマッチングの機会などについてご説明いたします。皆様の不安や疑問にお答えします。展示会参加を検討する機会としてぜひご活用ください。

日 時	【第一回】令和8年8月27日（木）※8月上旬申込開始予定 【第二回】令和8年9月18日（金）
実施形態	オンライン（zoom）＋アーカイブ配信（※Q&Aなどは、抜粋してサイトに記載いたします。）
内 容	①イベントに関する基本概要案内 ②過去の来場実績 ③出展に関する今後の流れ説明 ④ブース設営に関する説明 ⑤質疑応答 ……ほか

■ 出展者説明会 ※出展募集締切後

日 時	令和8年10月中旬（予定）※出展全事業者を対象とします
実施形態	オンライン（zoom）
内 容	①展示会出展のマニュアル説明 ②マッチング関連・出展者サポートのご案内 ③実行委員会関連事業のご案内 ④質疑応答 ……ほか

■ 小間位置選定会 ※早期出展申込者のみ

日 時	令和8年10月中旬（予定）
実施形態	オンライン（zoom）
内 容	先着申込100事業者様にご参加頂き、希望されるブース位置を伺いながら小間位置を決定いたします。 ※小間数の多い順→申し込みが早い順に小間位置を決めます。 例） 3小間の事業者のうち、申し込みが早い順 2小間の事業者のうち、申し込みが早い順 1小間の事業者のうち、申し込みが早い順 ※早期にお申しいただいた場合でも、やむを得ず選考会をご欠席された場合は、事務局が小間位置を調整・決定いたします。

出展申込方法

■ 申込期間

令和8年8月6日（木）～10月9日（金）17：00 まで

■ 申込方法

公式ウェブサイトから登録フォームに必要事項を入力してお申込みください。

<https://xr-meta-biz.tokyo> （右のQRコードからもアクセス可能です）



出展区分を決定するため、申し込みには以下の文書の提出が必要です。

対象	必要なもの	詳細
全員	出展対象区分（所在地・業種・資本金・従業員数等）を確認できるもの	<法人の場合> 会社概要・会社案内等 （HPの写しでも可、HPがない場合は登記簿謄本等）
		<個人事業主の場合> 事業概要・事業案内等 （HPの写しでも可、HPがない場合は下記の開業届の写し等でも対応可）
小規模企業者の方のみ	小規模企業者等であることを確認できるもの	税務署申告時に提出する「法人事業概況説明書」
個人事業主の方のみ	個人事業主等であることを確認できるもの	「開業届出書」や「青色申告書」等の個人で事業を行っていることを示す書類等
全員	出展する主な製品サービス等を確認できるもの	カタログデータをアップロード （カタログデータがない場合はHPのURLを記載）

■ 申込時の注意事項

- ・ 出展に際し、運営事務局で審査を行います。ご希望に沿えず出展できない場合もございますので、あらかじめご了承ください。申込後に出展できなかった場合の補償等はありません。
- ・ 申込多数の場合は、期限前に募集を終了させていただく場合があります。
- ・ 出展申込の際は、出展募集要項及び出展規定の記載事項を必ずご確認ください、同意の上でお申し込みください。出展規定は公式ウェブサイト（<https://xr-meta-biz.tokyo>）に掲載しています。
- ・ 出展申込後の出展の取り消しは原則として認めておりません。申込者の都合により、出展取り消しとなった場合、別途定めるキャンセル料が発生する場合があります
- ・ 申込フォームに一時保存機能はありません。入力途中で画面を閉じると、入力内容は失われますのでご注意ください。

■ 申請者情報のお取り扱いについて

1 利用目的

- (1) 当該事業および後継事業の事務連絡や審査、運営管理・統計分析のために使用します。
- (2) 経営支援・技術支援等各種事業案内やアンケート調査依頼等を行う場合があります。
※上記(2)を辞退される方は、事務局までご連絡ください。

2 第三者への提供

- (1) 目的
 - ア 本事業の審査にかかる情報提供（本事業の審査委員に限る）
 - イ 行政機関からの各種事業案内、アンケート調査依頼等
- (2) 項目
氏名、連絡先等、当該事業申込書記載の内容
- (3) 手段
電子データ、プリントアウトした用紙

※上記(1)目的のイを辞退される方は、本事業事務局担当者までご連絡ください。

◆ 個人情報「個人情報の保護に関する法律」に基づき取扱い、業務委託先も同様の取扱いを行います。

■ 問合せ先

ご不明な点等がございましたら、以下にお気軽にご連絡ください。

TOKYO DIGICONX（トウキョウ デジコンクス）運営事務局
 電話番号：03-5510-4515（平日10時～17時）
 メールアドレス：tokyo.digiconx@event-reg.jp

申し込みスケジュール

期日	内容
先着50事業者 まで	早期出展申し込みメリット① ※ビジネスブース 選択式 無料装飾オプション1つから2つに。
先着100事業者 まで	早期出展申し込みメリット② 小間位置選定会に参加し、小間位置を選択可能、
8月27日（木）	第一回出展募集説明会 ※8月上旬申込受付開始
9月18日（金）	第二回出展募集説明会
10月9日（金） 17:00	出展申し込み締め切り
10月中旬（予定）	出展者説明会・小間位置選定会 ※小間位置の確定
1月13日（水）-15日（金）	TOKYO DIGICONX（トウキョウ デジコンクス）開催

TOKYO DIGICONX（第4回 TOKYO XR・メタバース&コンテンツ ビジネスワールド）出展規定

XR・メタバース等産業展実行委員会

1 事務局

本規定における「事務局」とは、「TOKYO DIGICONX（第4回 TOKYO XR・メタバース&コンテンツビジネスワールド）（以下、「本展示会」という。）」におけるXR・メタバース等産業展実行委員会（以下、「主催者」という。）及び本展示会運營業務委託先である株式会社日経BP（以下、「受託者」という。）が組織する本展示会の事務局を指します。

2 契約の成立

(1) 事務局が申込書を受領後、確認・審査のうえ承認して出展承諾通知を発送した時点で、契約が成立するものとします。（契約成立後の出展申込者のことを以下「出展者」という。）

また、契約成立後、請求書を発行・送付します。

なお、出展が適当でないと主催者が判断した場合、申し込みをお断りする場合があります。

(2) 1小間あたりの出展料は、以下のとおりです。

◆ビジネスブース

出展対象区分	都内企業	都外企業
① 小規模企業者等	55,000円	165,000円
② 中小企業者・団体等	77,000円	165,000円
③ 大企業	165,000円	165,000円

◆クリエイターブース

出展対象区分	都内企業	都外企業
④ 個人事業主（クリエイター等）	16,500円	33,000円

※1：金額は税込です。

※2：都内企業とは都内に本店または支店等があることを指し、個人事業主の場合は都内で実質的に営業していることを指します。

※3：大企業が実質的に経営に参画している中小企業者の場合、審査において、「③大企業」区分の出展として判断する場合があります。

(3)対象区分の定義は、以下のとおりです。

※1：中小企業者とは、中小企業基本法第2条第1項に規定されているものをいう。

業種	資本金及び常用従業員数
製造業・建設業・運輸業・その他の業種	3億円以下又は300人以下
ゴム製品製造業の一部	3億円以下又は900人以下
卸売業	1億円以下又は100人以下
サービス業	5,000万円以下又は100人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下又は300人以下
旅館業	5,000万円以下又は200人以下
小売業	5,000万円以下又は50人以下

※2：中小企業団体等とは、中小企業等協同組合法に基づく組合（事業協同組合等）又は中小企業団体の組織に関する法律に基づく中小企業団体（協業組合等）であって、その構成員の半数以上が都内に主たる事業所を有する中小企業であるものをいう。

※3：大企業（協同組合組織その他の事業者を含む）とは、上記に該当する中小企業者以外の者で、事業を営むものをいう。ただし、中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合は除く。

※4：大企業が実質的に経営に参画しているとは、次のいずれかの場合です。

- ・大企業が単独で発行株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有または出資している
- ・大企業が複数で発行株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有または出資している
- ・その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合

例）役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している場合。但し、当該役員又は職員がいわゆる副業により兼務し、経営の自主性、独立性が損なわれていないことが認められる場合を除く。

※5：小規模企業者とは、前記の中小企業者のうち、基準日現在で以下に該当するもの（中小企業基本法第2条第5項及び労働基準法第20条）。なお、中小企業団体等の場合は、構成員の内訳にかかわらず、小規模企業者とはみなしません。

業種	常用従業員数
製造業・その他	20人以下
商業（卸売業・小売業）・サービス業	5人以下

※6：個人事業主とは、個人が事業所得を得るための事業を行い、開業届出書を提出しているものをいう。

(4)出展については、出展申込者が次の除外事由に該当しないことを条件とします。

- 過去5年の間に法令等に違反した事実のあるもの、また法令等に違反するおそれがあるもの。
- 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下、「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）に該当するもの。また、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等（条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当するもの。
- 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条に規定する風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、出展対象として社会通念上適切でないと判断される業態を営むもの。
- 連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など本事業の出展対象として適切でない業態を営むもの。
- 事業税等を滞納（分納）しているもの。
- 申請日までの過去5年間に、国・都道府県・区市町村・公益財団法人東京都中小企業振興公社等が実施する補助・助成事業等に関して、不正等の事故を起こしたもの。
- その他、主催者が本事業の出展対象として適切でないと判断するもの。

(5) 基本出展にて事務局が提供するものは、以下のとおりです。

- 出展募集要項に提示している基本ブース、及び標準設備として明示している什器・社名板等
- 会場使用費用（照明・空調費含む）及び出展者証
- 共用部分使用料
- 広報宣伝費（来場案内チラシ・ポスター・案内状等）
- 来場者サービスに係わる費用（会場案内看板等）
- 事務局企画運営・安全管理・会場警備費用

その他、通常出展料に含まれない設備・装飾などは別途ご負担いただきます。

3 出展料の請求及び支払い

(1) 出展者は、以下の期日までに出展料の請求額を指定の口座にお振込みください。

【締め切り】令和8年11月13日（金曜日）

(2) 支払期限までに出展料のお支払いが確認できない場合、出展のお申し込みを取り消すことがあります。

(3) 振込に係る手数料は出展者負担とさせていただきます。

(4) 海外からの送金によるお支払いは、原則お断りさせていただいております。

(5) 各プランで提供するメニューを利用しない場合も、出展料金は減額しません。

4 出展のキャンセル

出展のキャンセルまたは変更がある場合、出展申込者はその旨を事務局に Email や電話等で通知してください。ただし、契約成立後、5（小間位置の決定）に定める事由によりキャンセルされる場合において、出展料金の返金はいたしませんのでご注意ください。

5 小間位置の決定

(1) 展示ブースの出展小間位置は、「小間位置選定会」を開催し早期出展申込のあった事業者の希望を鑑み、割り振りをさせていただきます。申込み時の希望並びに変更の申し出は認められないものとしします。

(2) 展示効果の向上のため、主催者で会場レイアウトの変更、再配置を行うことがあります。

(3) (2) によりブース位置を変更した場合においても、出展者はブース位置の変更に対する賠償請求は行えないものとしします。

6 利用環境

出展の模様について SNS などを用いて出展者様独自に配信するにあたっての通信環境や機材（コンピュータ、通信機器、ウェブカメラやマイク等）等はすべて出展者自身で用意するものとしします。

なお、ご用意いただいた機材によるトラブルや機会損失に関して、主催者及び事務局は一切の責任を負わないものとしします。

7 転貸の禁止

出展プラン及び、配置決定小間の全部又は一部を転貸、売買、交換または譲渡することはできません。

8 共同出展

(1) 共同で出展を申し込む場合は、1社が代表して申し込み、出展料金を支払ってください。また、申し込みの際に必ず事務局へご相談ください。

(2) 事務局に申請なく、または、事務局に通知した共同出展者と異なる企業が共同出展していることが認められた場合は、出展を中止し撤去を求めることがあります。

9 販売行為及びサンプル等の配布について

(1) 出展物及びその他の物品の即売並びにサンプル等の配布については、事務局に申請のうえ、承認を受けることが必要です。品名及び販売価格（無償配布の場合も含む）を事務局に申請してください。

- い。決済手段については、出展者が用意するものとします。
- (2) 飲食の販売等を行う場合、即売できる商品は保健所が定める臨時販売の範囲であり、法令による温度管理が必要な食肉製品、魚肉製品、牛乳、生クリーム、豆腐の販売は禁止します。ただし所轄保健所へ申請を行い、許可された出展者は販売を可能とします。また、許可証（複写）は事務局にご提出いただきます。
- (3) 有償・無償により提供・配布された製品等に関して損害等が発生した場合、主催者および事務局は一切の責任を負わないものとします。

10 出展物の設置及び撤去

- (1) 出展者は、後日事務局より通知された時間内に出展物等の会場への搬入及び設置を行うものとします。
- (2) 出展者は、小間内の出展物の設置を、会期初日の午前 9 時 00 分までに完了させるものとします。
- (3) 出展者が(2)の時刻までに自社の小間を占有しなければ、契約が解除されたものとみなし、事務局が当該場所を使用できる権利を有するものとします。
- (4) 出展者は、会期中の出展物等の搬出、移動及び搬入の際は、必ず事務局の承認を得た後に作業を行うものとします。
- (5) 出展者は、小間内の出展物、装飾品等を、後日事務局より通知される時間内に撤去するものとします。指定された時刻までに撤去されない物については、出展者の費用により事務局が撤去します。

11 展示場の使用

- (1) 会場内での裸火の使用や消防法における危険物の持込、リチウムイオン電池を用いた機器の実演(ドローン等)は禁止です。ただし、管轄消防庁が出展物の実演のためにやむを得ないと判断したものについては、禁止行為の解除を行うことができますので、事前に事務局にご相談ください。
- (2) 実演または他の宣伝営業活動は、すべて自社展示小間内において行うものとします。
- (3) 出展者は、実演又は宣伝活動のために、小間近くの通路が混雑し、他の出展者の営業活動を妨害することがないように責任を持つものとします。
- (4) 出展者は、他の小間に隣接している場所では、隣接する小間の妨害となるような小間の設営を行うことはできません。
- (5) 近隣の小間の出展者から苦情があった場合その他事務局が展示会の運営上必要があると判断したときは、当該苦情等の対象となった出展者は、事務局が求める小間位置又は展示方法の変更に応じるものとします。
- (6) 事務局は、出展に係わる音、操作、材料、その他の理由から問題があると思われる展示物又は展示会の目的と両立しない展示物の展示を制限、禁止又は撤去する権限を有するものとします。
- (7) 事務局は、展示会運営上の立場から問題があると判断した場合には、展示に係る人、物、行為、印刷物等を制限、禁止又は撤去する権限を有するものとします。なお、その際の撤去は、出展者側の責任により行うものとします。
- (8) 主催者は、(6) 及び(7)による制限、禁止又は撤去により当該出展者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

12 主催者の管理と免責

- (1) 主催者は、会場の安全管理について警備員を配置するなど事故防止に最善の注意を払うものとなりますが、出展物の管理及び保全については、各出展者の責任のもと行ってください。
- (2) 主催者は、天災その他やむを得ない事情及び主催者に起因しない事由により生じた出展者及びその関係者の損失又は損害（盗難、紛失、火災、損傷等）について、一切の責任を負わないものとします。
- (3) 事務局は準備から撤去までの全期間を通じ、警備会社と契約して会場の整理を行います。各社ブース内の警備までは行いません。展示品の管理は、出展者の責任において行ってください。主催者及び事務局は、展示品の損害、盗難、紛失、破損等について一切責任を負いません。

13 出展に関する基本情報

- (1) 出展者は、出展申込書の入力内容のうち、企業の概要、出展する製品、技術・サービス等に関する内容等について主催者がホームページ・公式 SNS 等へ転載する事に同意するものとします。
- (2) 出展者は、出展の申込をもって、主催者が定める展示会の実施に係る規定を遵守することに同意するものとします。
- (3) 出展者は、事務局が実施するアンケートに必ず回答するものとします。
- (4) 出展者は、主として企画・制作を行っており、知的財産権等の全てまたは一部を有し、ビジネス展開に必要な決定権を有している製品、技術・サービス等のみを展示するものとします。
- (5) 出展者は、主催者に対し、自己の展示会出展に関係する行為が、第三者の商標権、意匠権、特許権、実用新案権、その他の知的財産権を侵害しているとの主張があった場合、速やかにその責において第三者との紛争を解決し、展示会の正常かつ円滑な進行を妨げないことに同意するものとします。
- (6) 団体出展の場合の責任者も、当該団体の構成員である出展者に対する第三者からの知的財産権侵害のクレームについて、前項と同様に同意するものとします。

14 禁止事項

円滑な運営を行うため、出展者は以下の事項及び主催者が故意な運営妨害ととらえる行為を行ってはなりません。

- (1) 法令または公序良俗に違反する行為
- (2) 犯罪行為に関連する行為
- (3) 本展示会の内容等に含まれる著作権、商標権ほか知的財産権を侵害する行為
- (4) 主催者、ほかの出展者、またはその他第三者のサーバーまたはネットワークの機能を破壊したり、妨害したりする行為
- (5) 主催者による本展示会の運営を妨害するおそれのある行為
- (6) 不正アクセス、またはこれを試みる行為
- (7) 他に出展者に関する個人情報等を収集または蓄積する行為
- (8) 不正な目的を持って本展示会に参加し、又は出展する行為
- (9) 他に出展者またはその他の第三者に不利益、損害、不快感を与える行為
- (10) 他に出展者に成りすます行為

- (11) 主催者が許諾しない本展示会での宣伝、広告、勧誘、または営業行為
- (12) 面識のない異性との出会いを目的とした行為
- (13) 本展示会に関連して、反社会的勢力に対して直接または間接に利益を供与する行為
- (14) 連鎖販売取引、ネガティブ・オプション(送り付け商法)、催眠商法、靈感商法など本事業として適切でない行為と判断する行為
- (15) その他、主催者が不適切と判断する行為

15 利用制限および登録抹消

- (1) 主催者は、出展者が以下のいずれかに該当する場合には、事前の通知なく、出展者に対して、本展示会への出展の全部もしくは一部を制限し、または出展者としての登録を抹消することができるものとします。
 - a. 本規定のいずれかの条項に違反した場合
 - b. 登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合
 - c. 料金等の支払債務の不履行があった場合
 - d. 主催者からの連絡に対し、一定期間返答がない場合
 - e. その他、主催者が本展示会への出展を適当でないと判断した場合
- (2) 主催者は、本条に基づき主催者が行った行為により出展者に生じた損害について、一切の責任を負いません。

16 損害賠償

- (1) 出展者（従業者等、委託先等を含む関係者を含む）が、本展示会における出展に関連して起こした障害、損害等について、主催者及び事務局は理由の如何を問わず、一切の責任を負いません。
- (2) 本展示会で出展するコンテンツ等の権利処理については、出展者各自の費用と責任で行うものとします。また天災その他の不可抗力により発生した事故（盗難、紛失、火災、損傷等）については、主催者及び事務局は賠償の責を負いません。
- (3) 出展者は主催者に対し故意、過失を問わず損害を与えた場合、すべての責任を負うこととし、相応の賠償を行うこととします。
- (4) 出展者は、自己の責任において自社情報や展示物を公開するものとし、それらを用いて主催者が行う広報活動等において損害が生じた場合について、主催者及び事務局は一切の責任を負わないものとします。
- (5) 主催者はやむを得ない事由がある場合、出展者を募集する際に公開した情報の一部を変更する場合があります、その場合でも主催者は一切の責任を負わないものとします。
- (6) 主催者は主催者が提供する出展環境(ツールや施策含む)に関して、出展者側の都合により一部または全部を活用できなかった場合でも、一切の責任を負わないものとします。

17 本展示会の中止・変更

- (1) 以下の各事由により、主催者が本展示会の開催及び継続が不可能若しくは困難であると判断した場合、本展示会を中止、延期、会期の短縮および会期日程を変更することがあります。この場合に関連する出展料金の取扱いは、本条第4項に定めるものとします。
 - a. 本展示会が開催される土地建物が利用できなくなった場合及び開催に不適切と主催者が判断し

た場合

- b. 本展示会に係わるコンピュータ・システムの点検を緊急に行う場合
- c. コンピュータ、通信回線等が事故などを理由に停止した場合
- d. 政府、行政および公的機関によるイベントの自粛要請、自粛検討、自粛命令、中止要請、中止検討、中止命令などにより主催者が開催は適切でないと判断した場合
- e. 不可抗力的事由により開催ができなくなった場合若しくは開催が適切ではないと主催者が判断した場合

なお、出展者が上記の各事由に基づく本展示会の延期、会期変更又は中止によって損害を被った場合でも、主催者及び事務局は出展者に対し何ら責任を負わないものとします。

- (2) 前項の不可抗力的事由とは、台風、豪雨、暴風、水害、地震などを含む天災地変、感染症の大規模流行、疫病、公衆衛生リスク、交通機関の遅延・運休、戦争、内乱、テロ、ストライキその他、主催者の責めに帰することができない事由を指します。
- (3) 申込者はいかなる場合でも、その決定により被った損害を主催者に対して請求できません。また主催者はいかなる場合でも、これによって生じる損害、費用の増加、その他出展者に生じた不利益的な事態については責任を負わないものとします。
- (4) (1)の事由により、本展示会の開催を会期前に中止した場合、出展者が支払った出展料金のうち、オプション金額を差し引いた残りの金額を返金するものとします。ただし、令和9年1月13日以降に(1)に規定する事由により中止となった場合は返金しないものとします。

18 反社会的勢力の排除

- (1) 出展者は、現に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 2 条に規定する暴力団・暴力団員・暴力団関係団体・関係者等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、「反社会的勢力」という。）ではないこと、または過去においても反社会的勢力ではなかったことを表明・保証するものとします。

なお当該反社会的勢力には『無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律』『組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律』の規制対象となるものを含みます。主催者は、出展者が反社会的勢力と判明した場合、何ら催告を要しないで、出展を取消します。

- (2) 主催者は、前項の規定により出展契約を取消した場合、これによって生じた主催者の損害を当該出展者に請求することができます。
- (3) 主催者は、(1)の規定により出展を取消した場合、これによって当該出展者に損害が生じても一切の責任を負いません。

19 その他

- (1) 主催者又は事務局と出展者、来場者（視聴者）、関係者との間で解決できない事項が発生した場合、主催者所在地の裁判所に裁定を委ねます。
- (2) その他、展示会の運営詳細は後日送付する出展者マニュアル（詳細スケジュール・事前セミナー等のご案内全般）及び出展者説明会によってお知らせします。

<個人情報の取り扱いについて>

X R・メタバース等産業展実行委員会（以下、「実行委員会」という。）では、個人情報の収集・利用・管理について、次のとおり適切に取り扱うとともに、安全性を確保するために次の取り組みを実施する。

1 個人情報の保護に関する法令等の遵守

実行委員会にて企画・実施する展示会（以下、「展示会」という。）の実施にかかる個人情報の取り扱いにあたっては、「個人情報の保護に関する法律」及びその他の関係法令を遵守する。

2 実行委員会としての責務

個人情報を収集する際は、その収集目的を明示し、目的を達成するために必要な範囲内で行うことを明らかにした上で、本人の意思による情報の提供を受けることを原則とする。

また、個人情報の収集目的を超えた実行委員会内における利用及び実行委員会以外の者への提供は、今後の展示会の開催にかかる案内や、実行委員会構成団体からの施策及びこれに関連する内容の案内・照会等の場合を除き、一切行わない。

3 個人情報の安全管理措置の徹底

個人情報を取り扱う情報管理の責任者を置き、個人情報保護のための適切な管理に取り組む。

また、提供を受けた個人情報を漏えい、盗難、紛失、破壊等から保護し維持するため、適切な対策を講じる。

4 その他個人情報の取り扱いに関する事項

本人から自己の個人情報について開示または利用停止を求められた場合及び開示の結果、誤った情報があり、訂正または削除を求められた場合は遅滞なく対応する。

また、海外に在住する個人の情報の取り扱いについては、その個人が在住する現地の法律等に準ずる対応に努めることとする。

実行委員会委員・事務局及び関係機関のすべての者に対してこの方針を徹底し、セキュリティ意識の向上を図る。

<問い合わせ先について>

○出展など運営全般に関することは、下記までお問い合わせください。

TOKYO DIGICONX（トウキョウ デジコンクス）運営事務局

TEL：03-5510-4515 Mail：tokyo.digiconx@event-reg.jp

対応時間 10:00-17:00 ※土日祝・年末年始（12月26日～1月4日）を除く

○個人情報に関する問い合わせについては、下記までお問い合わせください。

X R・メタバース等産業展実行委員会事務局（東京都産業労働局商工部経営支援課）

TEL:03-5320-4887

対応時間 10:00-17:00 ※土日祝・年末年始（12月26日～1月4日）を除く